

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3月 29日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規 之

新潟市教育委員会規則第 7 号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年新潟市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第3条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とする。

附則に次の1項を加える。

（運営委員会の委員の任期に関する特例）

- 4 令和6年4月1日以後に任命され、又は委嘱される運営委員会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

別表新潟市新津西部学校給食センターの項中「新潟市立市之瀬幼稚園」を削り、同表新潟市光晴学校給食センターの項中「新潟市立豊栄南小学校」を削る。

附 則

この規則中附則に1項を加える改正規定及び別表の改正規定は令和6年4月1日から、その他の規定は令和7年4月1日から施行する。